

移住支援

枕崎市移住支援事業

東京23区(在住者または通勤者から本市へ移住し、県が運営するマッチングサイトに掲載された対象求人に応募し就職した方、または県の起業支援金の交付を受けた方に対し、移住支援金を給付します。

■対象者

- ・直近10年間のうち、直近の1年間を含む通算5年以上、東京23区に在住または通勤していた方(条件不利地域を除く)
- ・除く東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に在住していた方
- ・令和元年10月3日以降、本市に移住した方で、5年以上継続して居住する意思のある方

・県が運営するマッチングサイトに掲載された法人等の求人に応募し就職された方
または県の起業支援金の交付決定を受けた方

- 支援金額
 - ・単身世帯 60万円
 - ・2人以上の世帯 100万円
- ※給付世帯数の上限あり
- 申請できる期間

【就業の場合】

移住支援事業募集開始後に対象求人に応募し、就職してから3カ月経過後かつ移住した日から3カ月以降1年以内の期間【起業の場合】
県の起業支援金の交付決定

新婚生活支援

結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居費や引越費用を支援します。

■対象者

- 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている世帯で、次の要件を満たす世帯
- ・令和2年1月以降、市内の住居を新たに購入・賃借し、当該住居の住所に住んでいること
- ・夫婦の令和元年の合計所得が340万円未満であること
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下の世帯であること

結婚に係る新生活のスタートアップに係る新居の住居費や引越費用を支援します。

日以降1年以内かつ移住した日から3カ月以降1年以内の期間

■市内企業の皆さんへ

県が運営するマッチングサイトに掲載された求人を検討する場合は、県HP(「鹿児島県移住支援金対象法人」で検索をご確認ください)。

■問合せ 企画調整課企画調整係 TEL721111(内線225)

■問合せ

企画調整課政策推進係 TEL721111(内線219)

■申込期間

6月1日から3月31日まで

■対象経費

結婚を機に取得または賃借した住居に係る費用(賃借の場合、敷金・礼金・共益費・仲介手数料・3カ月分の家賃、購入の場合は住宅購入費)及び引越費用

※上限30万円

■問合せ

企画調整課政策推進係 TEL721111(内線219)

採用試験

市立病院職員を募集

採用職種、予定人員及び受験資格

◎事務職(医師事務作業補助) 採用予定人員 1名

受験資格 ①学校教育法に基づく高等学校(同等資格を含む)以上の学歴を有する者 ②昭和60年4月2日以降に生まれた者 ③試験当日現在、市内医療機関の正規職員でない者

◎薬剤師

採用予定人員 1名
受験資格 ①薬剤師免許を有する者 ②昭和36年4月2日以降に生まれた者 ③試験当日現在、市内医療機関の正規職員でない者

欠格事項 受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・成年被後見人または被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ・またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・枕崎市職員として懲戒免職

の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

■試験の方法及び内容

試験は次の内容で行います。教養試験、作文試験、面接試験、健康診断(医療機関発行の健康診断書提出)

■試験の日時及び場所

受験票に記載する日時・場所 ※一定期間の応募者に対して、試験日時・場所を記載した受験票を送付します。

■受験手続及び受付期間

受験申込書の請求及び提出先 枕崎市立病院管理係
〒8980034 枕崎市日之出町230番地
※申込書は市立病院に備え付けています。郵送による請

求の場合は、切手(120円)を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号・縦33センチ×横24センチ)を同封してください。

※申込書は市ホームページからダウンロードできます。
申込受付期間 随時
※受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日、祝日及び年末年始は除く)

■合格発表

試験日後14日以内に、受験者全員に合格結果を文書で通知します。

■採用

最終合格者は、合格発表後の翌月1日からの採用予定です。

■給与

給与は、枕崎市立病院事業企業職員の給与に関する規程に基づき支給されます。

※枕崎市職員の定年等に関する条例に基づき、職員の定年は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとなります。

■問合せ 市立病院管理係 TEL720303

令和2年 さつま黒潮「きばらん海」枕崎港まつり 新型コロナウイルス感染防止と拡大防止のため開催を中止

さつま黒潮「きばらん海」枕崎港まつりを主催する「まつり運営委員会」は、今年も8月8日(土)、9日(日)をまつり予定日とし開催に向けて準備をしておりましたが、新型コロナウイルス感染防止と拡大防止のため「令和2年 さつま黒潮『きばらん海』枕崎港まつり」の開催中止を決定しましたのでお知らせいたします。

例年、市民の皆さまのご寄付や企業の皆さまのご協賛など多くの方々に支えられてのまつりでありますので、次回開催の際は、これまでどおりのご支援をお願いいたします。

～雇用維持と事業の継続のために～

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者へ雇用調整助成金のお知らせ

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、国が休業手当等の一部を助成します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、4月1日から6月30日の緊急対応期間中は、全国ですべての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施しています。※特例措置の内容は、変更する場合があります。

【対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)

【助成内容(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置)】

令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用(限度日数：1年間で100日)

- ①休業手当に対する助成率(中小企業4/5、大企業2/3)
- ②解雇を行わない場合の助成率(中小企業9/10、大企業3/4) 上限8,330円/日

【支給要件】

- ①提出があった月の前月の生産指標(生産量及び売上)に対して前年同月比で5%以上減少
- ②休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/40(中小企業)、1/30(大企業)

【問合せ・相談先】

- ・市内の社会保険労務士 T-next:茶屋道 覚 72-8358(岩戸町) WING:西村 真 72-5707(中央町)
- ・ハローワーク加世田 53-5111

※社会保険労務士の代理申請に係る手数料の補助等を検討しています。

水産商工課商工振興係 TEL72-1111(内線421)